

第73回横浜市都市美対策審議会景観審査部会議事録	
議 題	議事1 広告付きバス停上屋の小型上屋設置計画について（審議） 議事2 特定景観形成歴史的建造物の指定について（池谷家住宅主屋）（審議） 議事3 藤が丘駅前地区地区計画の形態意匠の制限内容に関する意見について（審議）
日 時	令和6年8月6日（火）午後1時00分から午後3時28分まで
開催場所	横浜市役所 18階 みなと6・7会議室 （横浜市中区本町6丁目50番地の10）
出席委員 （敬称略）	加茂紀和子、青木祐介、荒井聖輝、国吉直行、嵯峨しのぶ、福岡孝則（リモート）
欠席委員 （敬称略）	東海林弘靖
出席した 幹事・書記	書 記：松本 光司（都市整備局企画部長） 古櫛山匡和（都市整備局地域まちづくり部長） 光田 麻乃（都市整備局企画部都市デザイン室長） 立石 孝司（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
関 係 者	【議事1】 関係局：鈴木 秀利（交通局自動車本部営業課長） 湯川 信也（交通局自動車本部営業課業務改善担当係長） 事業者：エムシードゥコー株式会社 【議事2】 関係局：立石 孝司（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長） 新井貴美子（都市整備局地域まちづくり部景観調整課担当係長） 事業コンサル：東急株式会社 設計者：株式会社再生建築研究所 所有者：池谷 道義 【議事3】 関係局：寺井 宏治（都市整備局市街地整備部市街地整備推進課長） 阪本 健一（都市整備局市街地整備部市街地整備推進課担当係長） 萩原 慶一（都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課長） 奥村 創（都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課担当係長） 事業者：学校法人昭和大学 設計者：株式会社日本設計
開催形態	公開（傍聴者： 1名）
決定事項	【議事1】提案内容について、了承するが、今後、照明や設置スケジュール等について、きめ細かく対応すること。 【議事2】本日の意見を踏まえて、手続きを進めていくこと。 【議事3】形態意匠については、本日の意見を踏まえて、手続きを進めていくこと。その他については、本日の意見を参考に検討を進め、計画案ができた段階で改めて説明すること。
議 事	開 会 本日は、委員7名中、現時点で4名の方が出席されております。都市美対策審議会運営要領第13条第4項の規定により、部会成立といたします。 本日の議事は、審議案件3件となります。 それでは、加茂部会長にこれ以降の議事進行をお願いいたします。 （加茂部会長） まず、会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。 （立石書記） 本日の部会につきましては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条に基づき公開といたします。傍聴人の方に注意事項がございます。傍聴に当たっては、お手元の「傍聴に当たってのお願い」を守っていただきますよう、傍聴される皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。なお、お願いを守っていただけない方にはご退席いただきますので、ご承知おきください。

議 事 1 広告付きバス停上屋の小型上屋設置計画について（審議）

（立石書記）

議事1は、広告付きバス停上屋の小型上屋設置計画に関する審議となります。審議案件の説明に入ります前に、本件をご審議いただく理由について説明いたします。議事1資料－1をご覧ください。資料左側の付議の理由の欄になります。建築基準法第44条第1項では、建築物は道路内に建築してはならない、ただし、公益上必要な建築物で特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可したものはこの限りではないとされています。この法文に基づき、本市では建築審査会が同意する基準として、あらかじめ包括同意基準を定めております。包括同意基準で許可するための要件の一つとして、「建築物には、広告物等の添加又は添付をしないこと。ただし、路線定期のバス停留所の上屋で横浜市都市美対策審議会の承認を得たものは除く」とされていることから、今回、付議するものです。

本件は、これまで承認いただいております下図左側の「A. 既存の広告付きバス停留所上屋」に加えまして、新たに右側の赤枠で囲んでおります「B. 小型広告付きバス停留所上屋」についてもご承認いただきたいため、デザイン等について審議をお願いするものです。

議事1について、関係局より説明を行った。

（加茂部会長）

ご説明ありがとうございます。それでは審議に入らせていただきます。本日ご欠席の委員から何かご意見はございましたでしょうか。

（立石書記）

東海林委員からご意見を頂いておりますので、ご紹介させていただきます。東海林委員からは、夜間の光環境についてご意見を頂いております。「SDGsの観点から、夜間照明の色温度、光色を低く設定することを求めます。具体的には、白い光には青色スペクトルが多く含まれていて、このスペクトルが生物の体内時計を狂わせるなど、悪影響が懸念されるという世界の共通認識があります。それを受けて、今後設置されるバス停の広告照明及び天井照明の色温度を3000Kまたは3500Kとすることを提言いたします。なお、色温度と色味の再現性は無関係の概念となっています」というご意見を頂いております。

（加茂部会長）

ありがとうございます。東海林委員からは照明のお話がありましたが、このバス停に関しまして、何かご意見がございましたら伺います。いかがでしょうか。

（国吉委員）

広告付きバス停については、設置当時からずっと関わってまいりました。そういう流れからすると、このような小型のものができて、小型バスのドアの位置とかそういうものが大型バスと違うので不便になっているとか、あるいは、先ほどの電柱と電柱の間にしか置けないぐらいの狭い場所でもどうしても欲しいという要望もあるのだと思います。そういうところに置けるようなものをつくっていくというのは非常にいいことではないかと思っております、基本的にはすばらしいというふうに評価しております。

（加茂部会長）

ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。お願いします。

（青木委員）

私も長らく14、15年ぐらいバス通勤をしておりまして、全く上屋のない停留所だけのものや、何となく寂しいベンチだけ1個ぽんと置かれているような状況を見ておりますので、こういう形で上屋付きの停留所が広がっていくのは好ましいと思います。

ちょっと気になったのは、この後、400基を目標に設置を進めていくという中で、設置のスケジュールといいますか、今年度は3基設置ということで、ペースが非常にゆっくりのような感じがします。これは、広告料収入を原資としていくという中では、このぐらいの設置ペースはやむを得ないのでしょうか。

（加茂部会長）

スケジュールについて、今後の方針を伺えますでしょうか。

（湯川係長）

横浜市交通局、湯川と申します。今日はありがとうございます。その辺が課題で、設置条件を満たしているところが減少していることは事実なのですが、我々としては、お客様の利便性向上、快適性

を高めていく上で、この審議を通していただければ、積極的に設置可能な場所を選出していくつもりなので、ペースは少し上がっていくかと思います。

(加茂部会長)

よろしいでしょうか。それ以外で何か。お願いします。

(国吉委員)

先ほど申し述べるのを忘れていましたが、この小型のものというのは、今後、一般住宅地の中の幹線とかそういうところにも出てくるとすると、逆に大型でないほうがいいといいますか、広告面が大きいと光害とかそういうものも受けやすいし、でも、最低限の大きさで役割を果たすこういうタイプは、閑静な街とか、あるいは中心部でも、歴史的景観なんかを重視していてあまり置いてほしくないと言っている地区中にもありますので、そういう近辺に置く場合とかでも少し小型化することのメリットはあるのではないかと感じました。

(加茂部会長)

よろしいですか、ご意見として。

(国吉委員)

はい。

(加茂部会長)

ありがとうございます。それ以外、いかがですか。何かありますか。

それでは私から。東海林委員から提言がございましたが、この照明の色に関して、まずはこのバス停というのはずっと常夜灯のような形で夜は照明がつくことになっていきますでしょうかということが1つ質問と、現在、どういう色合いでこの照明があるのかというところを質問させていただきたいと思います。あと、3000Kという具体的な数字がありまして、確かにほんのり温かい光がこのぐらいの色温度になるのかなと思いますが、そのあたり、もしそうではなくてもっと真っ白い光だった場合、こちらに変更が可能なかどうか、そのあたりの可能性についてお聞きたいです。

(湯川係長)

物理的、技術的には、現在の照明から暖色系等に変えることは可能であると、エムシードゥコーから確認が取れております。しかしながら、交通局としての考えとしては、現在の照度を維持したいというのが原則的な考えでして、その理由としては、夜間のお客様の視認性であったり、特にお子様、女性のお客様が少しでも明るい環境で待たれたほうが安心感があるのではないかと考えております。もちろん、暖色系で温かみのある色ですと、景観は非常に、いわゆる映えるのかもしれませんが、足元の問題、時刻表が見にくくなる等のデメリットがありますので、やはり安心してバスをご利用いただくためには少しでも明るいほうが良いと交通局では考えております。

あと、エムシードゥコーから、終夜ついているというのは、何時から何時とかございますか。

(エムシードゥコー株式会社)

ご質問いただきありがとうございます。消灯時間についてですが、深夜の1時から4時30分まではSDGsの観点から現在消灯しております。点灯時間についても、時期、季節ごとで暗くなってくるタイミングが違うので、暗くなってきた頃に点灯するような流れになっております。色味についてですが、広告パネルと上屋、2つ照明がありますけれども、現在、広告パネルのほうは色味を変える考えはございません。というのは、色味を変えることで広告の映り方が変わり、事前審査しているのですが、それとちょっと色が違うのではないかと、あとは、クライアント様から意図した表現ができないというようなお話が来ることから、色味の変更は考えておりません。上屋自体の照明についても、現状は今のところ、色味の変更については考えていません。そこについても、広告パネルに一番近い照明となっていますので、その色を変えることによって少し色味が変わり、クライアントさんから意図した表現ができないとなるのを加味して変える予定はございませんが、今回頂いたお話は一度社内でも検討してみたいと思います。

(加茂部会長)

先ほど国吉委員のほうからもありましたが、今後、400基を整備するに当たっては、住宅地だとか、今までとは違う立地の中での照明もあるかと思います。そのときに、こういう青白い、商業施設のような強い光ではなくて、3000Kぐらいのほうがいいという感じもあるかと思いますので、今後の運用に関してはきめ細やかに検討いただいて、バス停がいい方向になるといいなと思います。

(荒井委員)

デザインに関しては非常にすばらしいなと私も捉えております。デザインの観点というよりは、バス停で待つ利用者さんの利便性という観点で、来年、再来年に横浜市におきましては高齢者の人口が

100万人を突破するということです。交通局としてはバス便がなかなか確保できないということで、ダイヤで20分に1本とか、場合によると30分バスが来ないとかいうことも見込まれていると。そういう中で、どうせ設置するなら、ベンチのサイズだったり、お待ちになられる高齢者の方が苦痛に感じることがないような配慮や工夫など、今後どのように高齢者の方の利便性により即したバス停づくりみたいなのが入ってくるかどうか、そういう観点が盛り込まれているかどうか、改善の余地があるかどうかというところは、視点として一つあったほうがいいかなと考えました。以上です。

(加茂部会長)

ご意見ありがとうございます。それでは、この審議はもうこれでよろしいですか。

福岡委員、何かご意見等ございましたら伺います。

(福岡委員)

この点は事前説明のときにも申し上げたのですが、私のほうは特に異論やコメント等はございません。ありがとうございます。

(加茂部会長)

ありがとうございます。それでは、審議ということで皆様のご意見を伺って、よろしいということですので、これに関しては了承ということで進めさせていただきたいと思います。また、加えてですが、照明や設置スケジュール等については、きめ細やかに対応いただくということをよろしくお願いいたします。以上で議題1の審議を終わります。

議事 2 特定景観形成歴史的建造物の指定について（池谷家住宅主屋）（審議）

(立石書記)

議事2は、池谷家住宅主屋の特定景観形成歴史的建造物の指定についてとなります。審議案件の説明に入ります前に、本件をご審議いただく理由について説明いたします。議事2資料-1です。1番に付議理由がございしますが、新綱島駅の東側に位置します池谷家住宅は、安政4年、1857年に建築され、令和6年1月に横浜市認定歴史的建造物に指定されています。今回は、池谷家住宅を横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（以下、景観条例という）第14条の2の規定に基づく特定景観形成歴史的建造物に指定し、併せて、保存活用計画（景観条例第14条の4）を策定するため都市美対策審議会のご意見をお聴きするものです。なお、横浜市都市美対策審議会条例第2条第1項第6号により、都市美対策審議会の所掌事務として、特定景観形成歴史的建造物の指定に際し意見を求められた場合は、市長へ意見を提出することとなっております。

議事2について、関係課及び事業コンサルより説明を行った。

(東急株式会社)

本日はこの事業主である池谷道義様がいらっしゃっておりますので、ご挨拶をいただきます。

(池谷道義氏)

私のちょうど5代前、幕末の当主、池谷政之丞が、横浜の開港の2年前にこの家を建築しました。それから160年以上たちました。その間には明治維新があり、関東大震災があり、そして、太平洋戦争がありました。当時の当主たちが大切にこの家を守りながら今日に至っています。しかしながら、それから160年たち、この屋敷の周りには令和の時代になって劇的に変化しました。隣に駅ができ、バスターミナルができ、タワーマンションが建ちました。この家は住居の役目を終える時期が来たのだなと感じています。

しかしながら、この家は地域のシンボルとしてにぎわいを持って再生・活用していくことが私の今の役目かなと感じております。それには、特定景観歴史的建造物の指定が一助になると考えております。ぜひご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(立石書記)

池谷様ありがとうございました。今回の池谷家住宅につきまして、古民家の専門家であります横浜市歴史的景観保全委員の横浜国立大学大野教授からご意見を頂いておりますので、ご紹介いたします。

池谷家住宅主屋保存活用計画（案）策定に当たっては、関係者各位のご尽力により、何度も打合せを行って今回の案になりました。この間の関係者の皆様のご尽力に敬意を表します。その上で、池谷家住宅主屋保存活用計画（案）における記載事項は、池谷家住宅の歴史的・文化遺産的価値を長く将来に伝えながら、横浜・綱島の都市景観形成上においても基幹的存在であり続けるための最低条件を

示したものであると認識しています。つまり、池谷家住宅主屋保存活用計画（案）の記載事項をクリアすることを目的に参照するのではなく、池谷家の200年後、500年後、1000年後の姿を想像しながら、各期においてこの家の本質的価値はどこにあるかを常に念頭に置く上で参照し、池谷家屋敷の保存活用がなされることを期待しております。

以上のご意見を頂いております。

（加茂部会長）

ありがとうございます。それでは審議に入らせていただきます。本日ご欠席の東海林委員からは何かご意見がございますでしょうか。

（立石書記）

東海林委員から、今回の特定景観形成歴史的建造物の指定につきまして、この指定はよいというお考えをお示しされておりました。以上です。

（加茂部会長）

ありがとうございます。それでは、福岡委員、何かございますでしょうか。

（福岡委員）

ご説明ありがとうございました。私は、この横浜市認定歴史的建造物の制度についてと、今回ご提案いただいている活用計画に関して異論はないのですが、今日のご説明の中で、新綱島駅の再開発とその街のマネジメント、それから、特定景観形成歴史的建造物に指定されるとすると、その保存活用計画の関係というものがご説明の中であまりよく分からなかったのが、これは、この敷地の中で自助努力的に新しい収益を得ながらマネジメントしていくという方針なのか、新しい再開発の中でもさらなる活用で、今、小学生に向けた授業みたいなことをやられているようですが、もう少し街と連動した運営方針や活用方針みたいなものがあるのかどうかということをお聞きしたかったのが1点目です。

2点目は、今回は制度そのものについての議論ではないのですが、周辺の樹林地とか、ここが日本の桃の栽培地としては非常に高名だったことを踏まえたと、今後、樹林地や周辺のランドスケープの保全とか活用ということも重要になってくると思います。今回の認定というのは、それらは含まず、建築敷地に限定したもの、この赤枠の中ということですか。その対象範囲がどこまでを含むのか、そういった樹林地とかランドスケープも含んだもので景観として認定しているのか、基本的には建築の認定なのかというところが、制度の中でいろいろ調べたのですがよく分からなかったのが、そこを教えていただきたいと思いました。以上、2点です。

（新井係長）

先に制度のところになりますが、この赤枠でくくったところが今回の敷地になっていまして、その範囲外のところは入っていないというのが今回の指定の範囲になります。あくまでも建物のところの指定になってまいります。とはいえ、周囲のところも池谷さんが所有されているということもありまして、その部分については今後も引き続き、桃園も含めてそのまま維持されていくという話は伺っておりますので、最終的には周囲のことも含めてこれからマネジメントされていくのかなと思っております。

（東急株式会社）

ご質問ありがとうございます。1点目のご質問に関しまして、コンサルをしております東急株式会社よりご回答させていただきます。今回の敷地に関して、周辺の街区とのエリアマネジメント等の検討は具体的に進んでいる事項はございませんが、今、綱島のこのエリアは既存の商店会が非常に有力で、いろいろな活動をされているということもあります。既存の商店会と新たに今回入ってこられるテナントや住民の方々をどう巻き込んでエリアを運営できるのかというところが今後の継続課題になっている状況でございます。

また、小学生の課外授業に関しましては、おっしゃっていただいたように、今まではあくまで所有者が主屋を使って課外授業を行うという一つの手法としてやっていた部分ではあるのですが、池谷家住宅主屋の歴史は、先ほどご当主からもあったように横浜の歴史とも直結していますので、今後、横浜市とも連携しつつ、取り組み方を検討していきたいと考えております。

（福岡委員）

ご説明ありがとうございました。所有者の自助努力というか、個人の努力によってここまでの保存計画ができてきたことはすばらしいと思いますが、一方で、今現在の制度では、横浜市から保存修復に関する助成は一部できると書いてありますけれども、もう少し運用に関する助成、例えばエリアマネジメントも含めてもう少し公民でそれを支えていくとか、新しい仕組みなども試行できる可能性が

あるかなと思っています。レストラン、飲食の収入だけでは長期的な運用というのはなかなか難しいと思いますので、ぜひ街の価値として、これを運用していく上でも、そういう生きた文化財としての価値を担保するために、そういった協議が継続していくといいかなと思いました。それが1点です。

これはコメントになりますが、こういった文化財は非常にすばらしいのですが、収容量を超えますと建物が傷んだり、敷地もオーバーキャパシティーになると傷みますので、そのあたりの適正な使い方や容量、キャパシティーにも留意しながらマネジメントされていくのがいいかなと思いました。私からは以上になります。

(加茂部会長)

ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。では、国吉委員、お願いします。

(国吉委員)

すばらしい計画をありがとうございます。今の福岡委員のお話ともつながりますが、本日、計画について説明されているのは東急ですね。今回は、赤い枠組みのことで説明されているのですが、先ほど新綱島駅周辺プロジェクトで民間ビル開発がいろいろ計画されていると。そこももともとは所有者の土地だったのかなみたいな感じで、ちょっと私は分かりませんが、そこで東急さんもプロジェクトに絡んでいるのではないかと感じています。そうしたときに、激変するこういう市街地で、横には高層住宅が既に建っているという中で、幾つかまだ今後計画予定の建物がありますが、そういうところと所有者の住宅地や緑地も含めた敷地全体との良好な関係をつくっていくのが大事ではないかと思います。プロジェクトに相当いろいろな形で東急さんが関わってくるのであれば、その辺のこの敷地の歴史性みたいなものが生かされるような外観づくりとか、そういったものも含めた工夫が必要で、むしろそちらのほうを都市美対策審議会としては重視したいという感じがいたします。たまたま現在、横浜市の都市デザイン室は横浜市歴史的風致維持向上計画の素案をつくっていて、これは単に建物一つ一つではなく、地域全体の歴史的な風致といいますか営みなども含めて、風致というのはそういうことも含んでいますけれども、少し広がりを持った歴史的環境みたいなものを大事にしていこうという発想で、基本的には関内や山手地区など今のところ幾つかに絞っているようですが、多分、歴史的風致というのはその他の地区でもあちこちで出てくると思います。ですから、そういった考えを、この池谷家住宅の敷地だけではなく、新しい建築物にもどのように組み入れていくかとか、そこでもこの歴史的な施設があることを皆さんが共有できるような、新しいビルの一部にこういうものを組み込んだつくり方とか、それに向けた広場づくりとか、そういうものが少しあると、さらにこの地区のプロジェクトが生きてくるのではないかと思うのです。その辺は今日の審議の対象ではないのかもしれませんが、むしろ大事なことではないかと思いますので、その辺についてちょっと、まだ話せないかもしれませんが、ご意見等頂ければと思います。

(東急株式会社)

ありがとうございます。今おっしゃっていただいた、こちらの主屋に関しましては地域の中でも核というところで、周辺の街区の所有者であったり、まさに新しく再開発でできた建物に入居されている方からも一目瞭然の目立った建物になっている点と、上位計画でもこういった歴史性のあるものを核としてまちづくりをしていくということは謳われておりますので、弊社としては、コンサルとしてできる限りこの建物の残してきた歴史や資源をどのように周辺に波及させていくかというところは、今後、ハード面だけでなくソフト面でも継続して取り組んでいきたい部分だと思っています。

あとは、今回の主屋の敷地は非常に広いということもありまして、周辺の高層の再開発建物などからは敷地内で離隔が取れている状況になっております。そういった高層建物と主屋の間に、グラデーションで建物のスケールとしてつなぎ込むような建物の計画も現在推進している状況ではございますので、そういった中で、敷地全体を使いながら今後検討を継続してまいりたいと考えております。

(加茂部会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。国吉委員、引き続き何かございますか。

(国吉委員)

いろいろお考えのようですが、ぜひその方向で充実させていっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(加茂部会長)

よろしくお願ひします。それ以外にございますでしょうか。何か手続上のお話とか、そういうものはよろしいですか。

(嵯峨委員)

大丈夫です。

(加茂部会長)

大丈夫でしょうか。お願いいたします。

(青木委員)

先日、新綱島駅前にできたばかりのビルの上に入る機会がありまして、本当に上から見下ろすと、足元にこの池谷家の敷地と古民家が広がっていると。そういう中で、多くの人にこの開発事業の中でこうした歴史資産を知っていただく機会になるというのは、非常に大きな意味があると思います。福岡委員とかのご指摘があったとおり、この主屋以外の全体の環境として民家の屋敷構えが残っているということが非常に重要なので、それを主屋だけでなく全体としてうまく残して価値を伝えていくことが重要ではないかと思います。

ちょっと細かい指摘で恐縮ですが、保存対象の中で、あえて外構部分を除くとなっているところが少し引かかったのですが、今、主屋の北側のところに昔の構えの堀が残っていますよね。例えば今回、北側から多くの人がアプローチするとなったときに、こうした屋敷と一体となった堀の存在だとか、そういうものがすごく重要になってくると思うのですが、そのあたりの文言が、認定の所見の中には、大野先生の評価の中には入ってございましたけれども、抜けているのが気になったというのが一つです。そういう意味では、今回新たに北側をアプローチにするということで、それはバリアフリーの観点だとかいろいろなことで仕方ないのかもしれませんが、南側からの主屋のメインになるアプローチの部分は今後の開発の中で、アプローチが残っているからなのではしょうけれども、そういう一番の見せ場のところに人を持っていくようなことが計画に含まれているのだろうかという、そうした環境、敷地全体の要素の残し方というのが気にはなりました。

(加茂部会長)

質疑として何かお答えいただけますか。ご意見でいいですか。

(青木委員)

南側からのアプローチの話と、北側の堀ですかね、そこの位置づけというか取扱いについて、もし補足がありましたらお願いします。

(東急株式会社)

ご質問ありがとうございます。今ご質問いただきました南側のアプローチに関しましては、本日は新たな入り口として北側のご説明をさせていただきましたが、南の入り口も残す計画となっております。そちらに関しては、主屋の南面が一番の見どころとして、見ごたえのある景観ということですので、そちらの景観と調和するように門構え等も再考していきたいと考えております。

もう一点ご質問いただきました北側の堀につきましては、おっしゃるとおり、この敷地の構成として堀の重要性というところもある一方で、実際は今、水が溜まってしまうと虫が発生したりということで、利活用上の問題点等もございまして、今回、お堀は残さない計画になっておりますが、この敷地にお堀があったこと等は、何かサイン表示等でしっかりと残していくことを検討しております。

(青木委員)

分かりました。

(加茂部会長)

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

私のほうから2点。1つは、文言の中に基準1や基準2を定めるということで、原則としてはこうだけでも、そうではない場合は必要に応じて届け出るとか、許可を要するとかいうのがありますが、この場合の届出や許可というのはどこに対する届出・許可なのかをお知らせいただきたいのが1点です。

それから、この資料の説明の中で、主屋以外の外側のお話もありましたが、この建物は今後、客席、レストラン施設ということで、お金を払って利用するような場所になってくるかと思います。この西側とか外側の庭とか、北側から入ってくる土間の部分とか、その辺りはフリーといいますか、回遊性の動線としてオープンな状態なのかをお伺いしたいと思います。2点、よろしくをお願いいたします。

(新井係長)

届出先や許可先ですが、こちらは横浜市になってまいります。何か部分的なもので大きく改変しなければいけないときには必ずこちらにご相談いただくことになり、許可ではなくても事前のご相談などが入るような形にはなっているので、横浜市と一緒に並走しながら、その辺の改変には携わっていかうと思っております。

(加茂部会長)

こちらの部局ということになるのですか。

(新井係長)

はい、景観調整課です。

(東急株式会社)

2点目で頂きました主屋周辺の回遊性の点につきましては、実際これから主屋に入ってくるテナントとも相談しながら、どのように庭を開いていくかというところの具体性は詰めていく部分となっております。ただ、今回の所有者の思いとして、より多くの人にこの主屋や庭を体感していただくということを掲げていらっしゃいますので、そのような意味で、限定的な人しか入れないというような使い方は避ける方向で考えたいと思っております。ただ、一方でセキュリティー面の話もございますので、夜間は閉じるなどの検討を行っていきたいと考えている状況でございます。

(加茂部会長)

ありがとうございます。いろいろご意見を伺いました。ほかによろしいでしょうか。

(国吉委員)

先ほど申しました、その周辺の新しいビルとか、いろいろ考えてはいるということですが、その辺について、今後、都市整備局の景観調整課や都市デザイン室とも調整を図って、完全に無関係な感じの新しいビルがぱっと建っているのではなく、何らかの関連性を持った雰囲気づくりといいますか、そういうものを進めていただきたいと思います。横浜市のほうにはその辺を進め、フォローするようにお願いしたいと思います。

(加茂部会長)

ありがとうございます。それでは、ご意見はこのあたりでということで。この審議につきましては、特定景観形成歴史的建造物の指定及びこの保存活用計画についてはおおむねいいですか、了解というような審議になるかと思えます。150年以上守られ続けてきたこの家と周辺の環境を横浜市とともにというか、その地域全体でつくっていくということで、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。それでは、よろしいですかね。事務局からまとめをお願いします。

(立石書記)

今、委員の皆様から様々ご意見を頂きました。また、周辺で今後新しく建てる建物等について、歴史的な風致の景観が感じ取れるような工夫をというご意見も頂いておりますので、そういったところも今後、事業者、設計者の方々をお願いすることを含めて様々ご意見を頂きました。必要な部分を今後、保存活用計画のほうに反映しまして、池谷家住宅主屋を特定景観形成歴史的建造物として指定する手続を進めてまいります。具体的な活用内容等が決まりましたら、またこちらの景観審査部会にご報告したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議事 3 藤が丘駅前地区地区計画の形態意匠の制限内容に関する意見について（審議）

(立石書記)

議事3は、藤が丘駅前地区地区計画の形態意匠の制限内容に関する意見聴取となります。本案件は前回、6月11日の景観審査部会にて継続審議となった案件になります。審議案件の説明に入ります前に、改めて今回ご審議いただきたい内容と今後の流れについてご説明いたします。本件は、藤が丘駅前地区地区計画を定めるに当たり、形態意匠制限に関し都市美対策審議会の委員の皆様のご意見をお聴きするものです。議事3資料-1の表紙を1枚おめくりいただきまして、裏面の1ページです。こちらの下欄にスケジュールがございます。こちらをご覧ください。景観審査部会欄の赤丸がついている部分が本日の意見聴取になります。具体的な意見聴取の内容ですが、6ページ目の形態意匠制限の内容についてご意見を頂きたいと思えます。6ページに形態意匠制限の文言がありますので、こちらについてご意見を頂くことになります。内容につきましてご了承いただければ、今後、都市計画の手続が進められることになります。また1ページ目に戻っていただきまして、スケジュール欄に赤字で「病院設計における認定に関する審議」とあります。こちらは、都市計画手続を経まして地区計画が条例化された後、建物計画の案ができた段階で地区計画の届出が出されますので、その際に改めてこちらの景観審査部会にお諮りすることをお示ししたものです。最終的には、計画の認定に当たりまして、もう一度この景観審査部会でご意見をお伺いする機会があるという制度となっております。

議事3 資料-1について、関係課より説明を行った。

(加茂部会長)

ご説明ありがとうございます。今は形態意匠の制限内容ということで、ここに記載されている記載案をご説明いただきました。それ以外にも前回の委員会で意見が出ましたが、それについては別途これから対応方針をご説明していただけるということでよろしいでしょうか。

(阪本係長)

はい。資料－２で後ほどご説明させていただきます。

(加茂部会長)

分かりました。それでは一旦、ここまでの形態意匠制限の内容について審議に入らせていただきます。本日欠席の委員からご意見はございますでしょうか。

(立石書記)

この形態意匠制限についてのご意見は、東海林委員からは頂いておりません。

(加茂部会長)

分かりました。それでは、委員の皆様のご意見を頂きたいと思います。まずは福岡委員からご意見を申し上げますでしょうか。

(福岡委員)

ありがとうございます。この計画見直し案の（９）公園及び緑地広場に面する建築物の東側部分の段階的セットバックの形態や配慮ということは、文言上では異論はないのですが、どれぐらいそれをどういうレベルで配慮するのかみたいなことがここでは判断しかねるので、大枠では賛成ですが、地区整備計画の記載内容に書かれていることに関しては、個別のもう少し具体的な空間の中で後ほどコメントできればと思います。以上です。

(加茂部会長)

ありがとうございます。それ以外に何かございますでしょうか。よろしくをお願いします。

(国吉委員)

前回の議論は、高層部が現在の市街地景観全体を考えると非常に重たくなって違和感があるのではないかとということで、その辺をもう少し軽やかにするような工夫ができないかということを申し上げた議論だったと思いますが、今回の提案ではその辺はかなり解消されていると思いますし、これであれば、この建物だけが突出してくるというよりも、現在の藤が丘駅周辺ののどかな雰囲気の中にある高層部分としてバランスが取れるのかなと思っております。本日の議題、提案の内容については、よく改善されてきていると評価していいのではないかと思います。以上です。

(加茂部会長)

ありがとうございます。それ以外で何かお気づきの点等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この形態意匠につきましては、本日、前回から変更された点と文言等の変更点については、審議いただき了承したということでございます。引き続き、今後また報告を受ける時期があるということなので、先ほど福岡委員からもありましたけれども、また詳細については審議させていただくというか、意見を言わせていただくという、そういう機会としたいと思います。

それから、前回、別の宿題部分もございましたが、それにつきましていかがでしょう。横浜市のほうからまたご説明をお願いいたします。

引き続き、資料－２について、関係課から説明を行った。

(加茂部会長)

時間のなかで宿題のポイントをおまとめいただきまして、それについてご検討いただきました。ご説明ありがとうございます。今日欠席の東海林委員から何かございますでしょうか。

(立石書記)

東海林委員から、前回のご意見に対する説明については２点ご意見を頂いております。１点目ですが、南西側のエレベーターの位置です。エレベーターの位置については、空間の連続性を優先して奥まった場所に設置し、サインなどで誘導すればよいと考えますということで、２ページ目の真ん中の写真、検討①について、この誘導をちゃんと行えばよいのではないかとご意見を頂きました。

２点目ですが、照明については色温度を3000K程度にしていきたいということが１つ。議案１のバス停上屋のご意見と同様、SDGsまたは住宅地に隣接する立地から、低い色温度がよいと考えておりますということ。また、それらを実現した事例としてご紹介いただいておりますが、新宿にございます東京医科大学病院、千葉の柏たなか病院、鹿児島県の相良病院など、多数の事例があるので

参考にしてくださいというご意見を頂いております。以上です。

(加茂部会長)

ありがとうございます。まず、エレベーターの位置に関しては南西側のしつらえということで、駅前を出てすぐのところから公園に向かうまでの視認性ですとか、そのあたりを絡めてのお話かと思えます。今のエレベーターの位置だと少し前に出過ぎてしまっただけで、逆に奥のほうに向かう道が見えなくなるということなのかなと思いますが、それについてほかの委員の方からエレベーター等、何かご意見はありますか。

(国吉委員)

東海林委員からお話があったのと基本的には同じです。エレベーターを前面にあまり大きく持ってくると、かえってそれが奥へのアクセスを邪魔するのではないかとということで、慣れてくるとエレベーターがどこにあるか皆さん分かってくるようになるので、この案のように奥のほうでもいいのではないかとということで、同意見です。

それから、以前から階段がこの形状でいいのかどうか。その辺は、これを陰しい感じにしないかどうかとか、緩やかな感じで行けるような工夫というのが少しあるのかもしれませんが、この辺全体のランドスケープを考えながらの工夫の中で、エレベーターの配置はこういうところで、脇から行けるようなアクセスは当然あるわけですが、それを工夫するとともに、全体の上りやすさみたいな工夫をしていただければと思います。

(加茂部会長)

ありがとうございます。それでは、ほかの委員の方々からも、この1、2、3、4の観点からご意見を頂ければと思います。

(福岡委員)

まず、今映っているエレベーターで、駅南西部のアクセスに関してです。これは局所的に見たら確かにバリアフリーということで、エレベーターが大事だということは言えるのですが、このまちづくり方針の一番上位に、病院と公園の一体的な再整備ということが掲げられていますので、特に今まで存在しない南側の緑地、階段を上った上の部分の緑地が、駅を降りて階段下からその奥行きが視認できるということが非常に重要なのではないかと考えています。検討①のエレベーターの位置は2階、3階のにぎわい施設に直結しているので、機能的には検討②のように奥に回して屋外を歩かせるよりは、建築とも一体感があって奥行きもあっていいと思います。それから、左側の令和5年3月24日に報告された案の中でご提案されている階段のつくり方ですかね。植栽帯の取り方とか、それが奥の緑地まで連続していくということが大事かと思っています。今のパースのアングルはちょっと高い目線からで、これはバズアイではないですが、通常の人間のアイレベルよりも高い位置から階段を見せているので、アイレベルからの階段の勾配の急さとか緑地の奥行きみたいなことが判断できません。この階段の勾配や断面、緑地への奥行き、それから、立体的な階段と緑地がテラス上にあって、その奥にさらに公園までいざなう道があるというのが、都市計画と都市デザインとしての骨格だと思うのです。エレベーターというのは物なので、その上でエレベーターをどうやって統合していくかという議論をすればいいと思っていて、この検討①でも、3月24日に報告されたものでもちょっと不十分かなと思います。ですので、もう少し正確な断面と緑地との一体性ということをきちんと我々が確信できるような案を見せていただかないと、ここでは判断できません。エレベーターの位置は奥にしたほうがいいと思いますが、緑地との一体性と病院との関係というものがここでは分からないので、そこはもう少し分かりやすい資料を見せていただいた上で議論できればと思います。

それから、公園に面した低層部について、1番目の項目ですが、こちらは2階の部分の通路から公園に下りられるアクセスが加わったことはよいと思いました。機能的に、ここにポット植栽を加えるというところが気になったのですが、特に3階の部分です。2階の部分はしょうがないにしても、3階のテラスはかなり常設感が強いですし、公園との一体性もあるところですので、ここにプランターとかポットで並べるのではなくて、やはり公園に面しているテラスですので、そこはそこにふさわしい植栽基盤をきちんとつくっていくことが大切ではないか。それがきちんと持続することが景観としても大事なのではないかと考えています。駐車場の横ということで下の通路のところは結構難しいとは思いますが、この植栽ポットの配置というのは2階部分だけを言われているのか、3階も含めてなのかということが分からなかったのので、教えていただければと思います。以上です。

(加茂部会長)

今後また詳細が詰められていくと思いますが、現段階で断面の考え方、それから、3階部分はポットではなくてももう少し常態的な、そういうテラスにしたらどうかというご意見を頂きました。これに

ついて何か補足説明等ございますか。

(阪本係長)

ポットについて設計者から補足説明させていただきます。

(株式会社日本設計)

設計者でございます。補足いたしますと、3階部分についてでございますが、今回のこの書き方としては、建物の最上階なので、特に防水が一番品質を保たなければいけないかなという意識がございました。そうしたときに、植栽とのバランスで、もちろんできないことはないのですが、一旦そういうメンテナンスのしやすいポットというものを提案したというのが本日時点でございます。どうしてもディテールが複雑になるという危惧がございまして、今のところポットとしているところでございます。

(福岡委員)

ありがとうございました。2階に関してはしようがないと思いますが、3階の部分は高木でなければ、40センチ、50センチぐらいで植栽規模を整えれば、常設的に、より持続的な植栽基盤をつくれますので、公園に面している3階のテラスのところは真剣に考えたほうがいいと思います。このプロジェクトの一番の肝は、公園のような病院であったり、病院と公園が一体となった街区ということだと思いますので、病院の特に公園に隣接している部分、緑地に隣接している部分のしつらえやディテールで、どのようにランドスケープを取り込んでいくかということが非常に重要になると思うのです。ポットを置くとか置かないという話ではなくて、そこをかなり真剣に考えていかなければいけないのではないかと思いますので、詳細なご検討のときはぜひ、公園との一体性ということが一体病院にとって何なのかということをお示しいただければと思います。以上です。

(加茂部会長)

ありがとうございます。それではほかに。お願いいたします。

(荒井委員)

2点ほど別の視点からお話というか、ご質問・ご意見させていただきたいと思います。1つは、バリアフリーに関してはものすごくいろいろご検討を重ねていただいているということが分かります。もう一つは、防災拠点というか、万が一、ここの地域が被災した場合に、地域の方々がここで避難生活を送ったり、これだけ広大な公共施設、公共機能を備えた空間がありますので、もしそういうことになったときは、例えば給水だったり、何か備蓄のものを配布するためのものとか、トイレとかもそうだと思いますが、そういう機能みたいなところに関してどういった配慮があるか。設備面でも公園として、例えばここに倉庫があってこれが使えるようにしますとか、ここで炊き出しが行えるような、すぐ近くに病院があって病院がもしあふれてしまった場合にもここで仮設の、例えば救急車とかそういうものが導入できるとか、そういった部分の何か配慮がなされているのかというのがまず1つです。

もう一つは、この空間で実際に過ごすことをイメージしながら見ていたのですが、夏が最近ものすごく暑いですね。いろいろな公園に行きますが、過ごされている方はほとんど日陰にしか居ることができないのです。そうなったときに、木は低木が中心になっているということで、7月から9月の間はほとんど外のベンチには座ることができない。そういった中で、にぎわい創出とか憩いとなっても、そこに市民がとどまることができないので、例えばテラスのところの軒やパラソルなどで補う、あとは、低層部の3階部分や2階部分も、これは今、日陰になっていますが、皆さんここにとどまりやすいというか、逆に夏の間は公園の芝生ではなくて、こういう日陰の部分に市民がたまるようになるのではないかと。これから5年後、10年後、建物は残り続けるので、ますます気温が上がっていくと夏は使えないことが想定されたときに、その過ごし方だったり、公園の一部にミストではないですけども、そういう涼しくするためのものが備わっているかというような観点です。

ですから、1つ目は防災という観点で、もう一つは、これからますます苛酷になっていく夏の暑さ対策としての過ごし方みたいところですね。その辺のご配慮というか、検討も含めていただけたらいいかなと思いました。

(加茂部会長)

ご意見ありがとうございます。補足説明等はいいいですか。

(阪本係長)

1つ目の防災の観点、災害時の対応に関しては、この病院自体が災害拠点病院という形で災害時にも病院としての機能を確保するという使命がある中で、昭和大学とも話しているところですが、1階のロビー部分に避難された方を一時的に受け入れるような体制が取れないかとか、そういった検討は

今後詰めていきたいところです。公園の防災機能に関しても、公園の設計を今後していくことになりますので、公園の所管部署とも調整していければと思います。

暑さ対策の観点でいきますと、公園の中でパーゴラをベンチの上に置こうとか、そういう話もし始めていますので、どこまでできるかというのがありますが、可能な範囲でそういった配慮をしていながら、病院の外構も含めてそういった視点も取り入れて、今後検討していきたいと思っております。

(嵯峨委員)

今の公園の防災対策について補足のご提案ですが、武蔵野市とかですと、公園にマンホール型のトイレがあって、通常そこは蓋をして、災害時にそれをトイレとして利用できるようなものがありますので、早い段階からそういったアイデアを取り入れて、ご検討いただければと思います。

(加茂部会長)

よろしくお願いします。ほかに意見はいかがでしょうか。

(国吉委員)

公園の変更、駐車場の脇の階段をつけるというような工夫で、よくなっていると思います。引き続き先ほどの植栽との関係、とにかく今まであったバルコニーみたいな部分にたまたま階段をつけたという程度に収まっているのではなくて、もう少し積極的にランドスケープ的な演出をしていただければ。今後に期待しています。

(加茂部会長)

ありがとうございます。今回、にぎわいを形成するということで、1階のD地区の並木に面する部分のところにカフェができたり、そういうような機能、それから3階の部分で、駅前のほうからずっと階段で上って行って3階に到達し、多目的ホールがあって、そこに地域コミュニティや何かの活動が見えてくるような場所がしつらえられているということで、ここが先ほどからお言葉にもありましたけれども、公園と一体化する病院ということで、駅前の病院は非常に珍しい都市計画になるかとも思いますし、地域の人たちにとって病院に行くだけではなく、何か憩いの場所になったり、公園と一体化してということで、いい計画になっていくといいなと思います。

(国吉委員)

にぎわい形成については、今後のスケジュール等もお話しいただいて、いろいろ実験的なことも行いながらということで、エリアマネジメントの組織づくりというようなこともまだまだ見えないところはありますが、郊外区の新しい展開モデルになるように、ぜひ工夫していただければと思います。

(加茂部会長)

期待しておりますので、これまで頂きましたご意見を参考にさせていただいて、いい計画としていただけることを望みます。先ほど福岡委員からもありましたが、今後もう少し具体的に進んでいったときにまたご説明いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

これについては審議内容とは別だったのですが、前回の委員会ととにかく強い意見として、宿題として検討していただきました。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(立石書記)

前回頂いた意見に対しての現時点での考え方をお話しさせていただきまして、委員の皆様から様々なご意見を頂きました。特に公園と建物の一体化をどう見せていくか。事業者、設計者の方々と我々横浜市でしっかり検討した上で、計画の案ができて地区計画の届出が出る段階で再度こちらの部会にお諮りしていくという流れになりますので、その際にご意見を頂ければと思います。

その他

(立石書記)

事務局からの報告です。これまでに都市美対策審議会景観審査部会でご審議いただきました、みなとみらい地区53街区に横浜シンフォステージという建物が先日オープンしました。それに伴いまして、クイーン軸からグランモール軸、キング軸、さらには横浜駅に至ります動線軸が完成しましたということで、そちらのご報告をさせていただきたいと思います。

事務局より説明を行った。

(加茂部会長)

ありがとうございました。皆様から何かコメントはありますか。できたのだなという感じですね。

(国吉委員)

補足です。事務局から説明いただいたとおりですが、多分、これからもう一つ海側に、52街区が、キング軸を渡って2つの地域にまたがってある次のプロジェクトが進んでおります。そこができると完全に完成しますが、みなとみらいの街づくり基本協定や地区計画の中で、歩行空間を公共空間や民間の建物の敷地の中で取っていただいたり、民間の建物としては日産の本社ビルの中を貫く歩行空間であったり、そういうものをずっとお願いしてやってきたのがほぼ完成したという感じで、これはすばらしいことだと思います。官民の敷地を利用しながら、つないでつないで公的な空間が取れているし、そのメンテナンスを民間のビル側でもやっていただきながらということで、結節点のここについては、先ほどお話しがありましたが、1、2階にヤマハが入っておりまして、音楽教室などもあるので、もう少し落ち着いてくると、そういうところの企画でステージの広場、2階の広場、1階の広場等で音楽イベント等多分、今後行われていくのだらうと思っています。目の前に資生堂とか、いろいろな企業のミュージアムなどもたくさんできているので、この辺りが新しい文化的な空間になってくるとということで、非常に注目していいかなと。いずれにしても、横浜駅東口からグランモールまでをずっと貫く楽しい歩行空間ができたことはすばらしいと思いますので、皆さんにもぜひ行って見ていただけたらと思います。

ちなみに、私はこの事業実施の途中で景観審査部会から指名され、市と一緒に事業者の方と調整する景観アドバイザーという形で長い間関わってきましたので、いろいろ工夫させていただきました。ただ、本当であれば、ウェストタワーとイーストタワーの2つのビルの形がああいう四角ではなくて、もう少し真ん中に広場があるようなつくり方にしていればもっとすばらしかったと思います。2つのビルが普通の矩形の建物で、その間をうまくどう貫くかという感じだったので、そこまで初期の段階からできているともっとすばらしかったなと思っています。でも、事業者側も設計者側も、その中でいろいろ工夫していただいて、横浜市のみなとみらい担当も非常に頑張って調整していたと思っています。以上、補足です。

(加茂部会長)

ありがとうございます。これは出来上がるまでにどれぐらいかかっているのですか。40年ぐらいでしょうか。みなとみらいができたときからですね。

(国吉委員)

そうですね。みなとみらいの街づくり基本協定の中にそれが書かれていますので、40年ぐらいはかかっていますね。実はここに、ひょっとすると市庁舎が来るのではないかという時代があって、当初はここに高層棟があって、誰も書いていないのですが、もともとはここを市で確保していたというのは、市庁舎がここに来るという狙いがあったのではないかと私は薄々感じております。そういう市が持っていた土地なので、逆に民間活用としてどうしようかということで、このようないまい使い方、駅と一体となった使い方をしているということになっていると思います。

(加茂部会長)

そうですね。新高島駅、みなとみらい駅、横浜駅という3つの駅がずっとあるということですね。

ほかに委員の方々から何かコメントはいかがでしょうか。福岡委員、コメントはございますか。

(福岡委員)

大丈夫です。

(加茂部会長)

3駅ということで、歩くと1時間ぐらいですか。横浜駅から最後までずっとグランモールへ行くと。そこまでいかない。

(事務局)

20分ぐらいです。

(加茂部会長)

横浜駅から20分ぐらいで行きますか。

(事務局)

本当に真っすぐつながっています。あと、デッキで渡れるので、結構すぐです。

(国吉委員)

この後、54街区ができると、キング軸をずっと伝わって、真っすぐ右側に行って、みなとみらいの臨港パークを伝わって、ぐるっと一周するような回遊動線も出てきますね。今はまだキング軸を真っ

	すぐ行く人は割と少ないですが、今後、その54街区に面白い民間のミュージアムができそうなので、そういったことが話題になって真っすぐ行く人が出てくる。いろいろな形になるかなと思っています。 (加茂部会長) ご報告ありがとうございました。それでは、今日はこれで予定された議事が全て終わり、ご報告も頂いたということになります。 次回の日程等について、事務局からご説明をお願いいたします。 (立石書記) 次回の景観審査部会につきましては、別途、日程調整させていただきます。よろしくお願いいたします。 また、本日の議事録ですが、横浜市都市美対策審議会運営要領に基づきまして、審議会があらかじめ指名した者の確認を得ることとすることができるとありますので、作成後、部会長に確認いただいた上で公開いたします。 閉 会 (立石書記) 長時間にわたりましたが、これをもちまして第73回都市美対策審議会景観審査部会を終了いたします。ありがとうございました。
資 料	・次第、参加者名簿 【議事１】 資料１ 広告付きバス停留所上屋の小型上屋設置計画について 参考資料 広告付きバス停留所上屋図面 【議事２】 資料１ 特定景観形成歴史的建造物の指定について（池谷家住宅主屋） 別添資料「特定景観形成歴史的建造物」制度のあらまし 資料２ 保存活用計画（案）の概要 資料３ 池谷家保存活用計画（案） 【議事３】 資料１ 藤が丘駅前地区における景観形成について 資料２ 前回の景観審査部会（2024年６月11日開催）でいただいたご意見への対応
特記事項	・本日の議事録については、部会長が確認する。 ・次回開催の日程は、別途調整。